

auかんたん決済を利用するコンテンツ等の提供に関するガイドライン

このガイドライン(以下本ガイドラインといいます。)は、KDDI株式会社(以下「KDDI」といいます。)及び沖縄セルラー電話株式会社(以下併せて「KDDI グループ」といいます。)がauかんたん決済の円滑な運用を図るために制定しており、auかんたん決済を決済手段として利用するデジタルコンテンツならびに物品及び役務等(以下「コンテンツ等」といいます。)の提供者の皆様(以下「コンテンツ提供者」といい、KDDI グループと auかんたん決済の利用に関する契約を締結している者に限られないものとします。)に適用されます。

つきましては、本ガイドラインをご参照の上、コンテンツ等の提供を行っていただきますようお願い申し上げます。

1 基本的な考え方

1.1 本ガイドラインの対象

本ガイドラインは、auかんたん決済を決済手段として利用する全てのコンテンツ等を対象とします。

1.2 基本的な考え方

1.2.1 コンテンツ等は、コンテンツ提供者が、KDDIグループとの間でauかんたん決済の利用に関する契約を締結しているか否かに関係なく、本ガイドラインが定める基準を満たさなければなりません。

1.2.2 コンテンツ提供者は、auかんたん決済の利用申込みの際、その他KDDIグループが必要に応じて要求した際に、コンテンツ等が本ガイドラインを遵守していることを証明しなくてはなりません。

1.2.3 コンテンツ提供者は、auかんたん決済の利用申込みの際、その他KDDIグループが必要に応じて要求した際に、取り扱うコンテンツ等について、ジャンル、数、提供価格帯等を届出、承認を得る必要があります。取り扱うコンテンツ等を追加、変更する場合も同様とします。

1.2.4 本ガイドラインを満たす場合であっても KDDI グループの独自の判断により auかんたん決済の利用を認めない場合があります。

1.2.5 本ガイドラインは、ユーザニーズや社会情勢、当社等を取り巻く環境、運営方針の変更等により、随時変更することがあります。

2. コンテンツ等の提供基準

2.1 原則

コンテンツ等は、以下の各項を充足するものでなければなりません。

2.1.1 高い品質を有すること

2.1.2 ユーザに対するコンテンツ等の提供価格が正常な商慣習に照らし妥当な金額であること

2.1.3 利便性、発展性、継続性に富み、ユーザが安心して快適に利用できること

2.1.4 ユーザにとって分かりやすく、使いやすいサービスであること

2.2 コンテンツ提供者の基準

コンテンツ提供者は、以下の各項を充足していなければなりません。

2.2.1 安定的かつ継続的にコンテンツ等を提供しうる経営基盤を有していること。

2.2.2 顧客情報の取扱い、ユーザに対するサポート体制等が整備されているとともに技術対応力があること。(必要に応じ KDDI グループの指示に則った対応が可能なこと。)

- 2.2.3 コンテンツ等に関してユーザその他の第三者から苦情が生じないよう最大限の努力を払うこととし、万一苦情が生じた際にもコンテンツ提供者にて責任をもって対応することが可能なこと。
- 2.2.4 ユーザへコンテンツ等を提供するにあたり、十分なシステム構成を図るものとし、情報の提供、配信に関し、ネットワークの信頼性を保持し、暗号化措置を講じること。
- 2.2.5 KDDI グループの社会的信用、名誉を失墜させる行為もしくはその虞がある行為を行わないこと。

2.3 全てのコンテンツ等に関する共通の基準

コンテンツ等の内容は、以下の各項に該当し、または抵触するものであってはなりません。

- 2.3.1 事実誤認を生じさせ、またはその虞のあるもの
- 2.3.2 通常人の射幸心を煽るもの
- 2.3.3 賭博を行い、またはその虞のあるもの
- 2.3.4 富くじの売買などを肯定もしくは助長し、またはその虞のあるもの
- 2.3.5 青少年の性的感情を著しく刺激し、残虐性を助長しまたは、自殺もしくは犯罪を著しく誘発し、その健全な育成を阻害するもの、またはその虞があるもの

例えば、以下に該当し、またはその虞があるもの

- 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」に定める「インターネット異性紹介事業」
- 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定める「映像送信型性風俗特殊営業」または「無店舗型性風俗特殊営業」

- 2.3.6 わいせつ物、児童ポルノの売買などを行うもの、売春、児童売春を助長するもの、またはその虞のあるもの
- 2.3.7 無限連鎖講、マルチ商法を行うもの、またはその虞のあるもの
- 2.3.8「特定商取引に関する法律」で規定される特定継続的役務に該当するもの、その他消費者トラブルが予見できるもの
- 2.3.9 覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん、毒物、劇薬の使用を肯定もしくは助長する虞のあるもの、またはその虞のあるもの
- 2.3.10 犯罪的行為を助長する等、社会的に有害であり、またはその虞のあるもの
- 2.3.11 特定の個人、団体を誹謗中傷し、またはその虞のあるもの
- 2.3.12 政治団体や宗教団体その他それと同視し得る団体への寄付、献金を求めるもの、またはその虞のあるもの
- 2.3.13 第三者の財産、プライバシー等個人の権利を侵害し、またはその虞のあるもの
- 2.3.14 第三者の知的財産権を侵害し、またはその虞のあるもの
- 2.3.15「電気通信事業法」、「特定商取引に関する法律」、「不当景品類及び不当表示防止法」その他関係諸法令に反し、またはその虞のあるもの
- 2.3.16 回数券、定期券、商品券、印紙、切手金券類等 KDDI が換金性が高いと判断するもの
- 2.3.17 公序良俗に反し、またはその虞があるもの
- 2.3.1.8 社会風俗に著しい悪影響を与える虞のあるもの
- 2.3.19 当社の定めるガイドライン、商品審査基準、仕様書等に定める事項に反し、またはその虞のあるもの
- 2.3.20 上記の他、ユーザまたは電話サービス利用者の利益を損ねるものや、KDDI グループの業務遂行上、支障を来すもの、またはその虞のあるもの

2.4 個別のコンテンツ等に関する基準

以下の各項に該当するコンテンツ等は、以下の各項を充足していなければなりません。

2.4.1 ユーザ同士のコミュニケーションまたはユーザによる情報発信を可能とするコンテンツ等 (掲示板・チャット・ホームページ等)

- ・ コンテンツ等の監視体制等の運用基準を定め、適切な運営を図ることができること。(事前にKDDIへ示すことができること。)
- ・ サイト上の見やすい場所に、売(買)春等の相手方を探すための利用、犯罪等を助長する利用、第三者の権利(肖像権等を含むが、この限りではない。)を侵害する利用、個人情報(電話番号、メールアドレス等)を公開し、もしくは個人を特定できるような利用、公序良俗に反し、またはその虞のある利用はできない旨を明示するとともに、ユーザからの書込み等に関する連絡受付窓口を設ける等、ユーザが安心して利用できるコンテンツ等を提供すること。

2.4.2 株・金融関連の内容を含むコンテンツ等

- ・ 予想等の情報を提供する場合には、情報の出所、内容等を明確にするとともに、慎重に取扱うこと。

2.4.3 ギャンブル(予想)系の内容を含むコンテンツ等

- ・ インターネットや新聞雑誌等で、情報配信の運用実績があること。
- ・ 予想情報の提供は細心の注意を払って行うものとし、予想者もしくは予想方法を明確にし、コンテンツ等に明記すること。

2.4.4 情報(Database)系のコンテンツ等

- ・ 広くユーザに有益な情報量(種類、数量、更新頻度が多い等)を有していること。
- ・ ユーザに対し正確かつ最新の情報(更新日時等を含みます。)の提供に努めること。
- ・ 掲載される情報(第三者の著作権、工業所有権等の知的財産権またはその他の権利等を含みます。)については、情報元の正式な承諾を得ているものであり、その情報に何ら紛争等が生じていないこと。

2.4.5 提供時にメールマガジンその他各種メール配信を行うコンテンツ等

- ・ 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」、「特定商取引に関する法律」等、関係諸法令を遵守すること。
- ・ ユーザが受信の可否について容易に選択できるような仕組みをサイト内に設置すること。

2.4.6 アミューズメント系の内容を含むコンテンツ等

- ・ 権利者との契約ならびに著作権管理等について適正な処理がなされており、その取扱いに関しては、何らの紛争が生じていないことを前提とし、必要に応じてかかる契約等の手続きがなされていることを証明することができること。

2.4.7 オークション系のサイト(ユーザが出品し、入札により商品取引を行う場を提供するサイト)上で提供されるコンテンツ等

コンテンツ提供者が、オークション系のサイトを運営する場合には、以下の各項を充足しなければなりません。

- ・ 日本に存在し、法人格を有する(登記がなされている)こと。
- ・ 「古物営業法」に定める「古物競りあつせん業」を行う場合は、「古物競りあつせん業者」に係る届出を行う等、同法に定められた事項を遵守すること。
- ・ ユーザが安心して取引を行えるよう利用規約を制定するとともに、会員登録制とすること。また、出品・入札等のサイト利用方法については、明瞭で分かり易い説明をサイト内に掲示すること。

- ・ 取引に関するユーザ間のトラブルを事前に回避する措置を講じることとし、その旨を利用規約等に定めること。
- ・ 以下の条件を満たすユーザのみを会員の対象とすること。
 - ① 個人（みなし法人を含む）の場合、日本に在住し18歳以上であること。（会員登録時には生年月日の入力等による年齢確認を行うこと。）
 - ② 法人の場合、日本に存在し、法人格を有する（登記がなされている）こと。
 - ③ 本ガイドラインに定めるその他の規定、利用規約ならびに関係法令を遵守した取引を行えること。
- ・ 会員による不法行為の発生を防ぐため、会員の本人確認を実施するよう努めること。
- ・ オークションサイトをユーザに関する情報収集のために利用しないこと。サイト内で取得したユーザの個人情報（取引内容を含む）については、本人の事前の了解なく、他のサービスへの利用及び第三者への開示、提供、譲渡等を行わないこと。
- ・ 会員にも個人情報保護を厳守させることとし、その旨を利用規約等に定めること。
- ・ 不正、犯罪を構成する（またはその虞がある）取引、盗品等の取引、「特定商取引に関する法律」等の関係法令・関連のガイドライン・公序良俗等に反する取引がなされないよう十分な監視を行うとともに、健全な利用がなされるようユーザへの指導を行うこと。
- ・ 過去の取引違反や支払不能等により、ユーザが健全な取引を行えない（またはその虞がある）場合は、取引に参加させないこと。
- ・ 書面または電磁的方法による取引の記録を作成し、保存すること。
- ・ ユーザが安心して取引を行えるよう、補償制度の導入等、環境の整備を行うよう努めること。
- ・ サイトに関するユーザからの問合せに対し十分対応できる体制をとること。トラブルに対する早期解消を図る為の十分な体制及び対応要領等が定められていること。KDDIグループからの要求に対し、対応要領等を提示することができること。
- ・ 出品物の説明にあたっては、出品者に、関係法令（「薬事法」・「不当景品類及び不当表示防止法」等）を遵守させるとともに、正確かつ誤解のない表現をするよう指導及び監視を行うこと。以下の商品は、特に効能等の表現に注意するよう指導及び監視を行うこと。
 - ① 医療用具
 - ② 化粧品
 - ③ 健康食品、ダイエット食品
- ・ 魚類、両生類、無脊椎動物を取り扱う際は、以下の条件を満たしていること。
 - ① 法令（ワシントン条約等）を遵守すること。
 - ② ユーザからの問合せ（死着・種類違い等）に対し、適切な対応を行うことをサイト上に明記すること。
- ・ 酒類を取り扱う場合は、未成年者に販売することのないよう、出品者に注意喚起を行うこと。
- ・ 以下に該当するものは出品禁止とし、万一出品された場合には出品取り消し等の厳重な措置を講じること。
 - ① 窃盗、強盗その他の犯罪により入手した商品
 - ② 著作権、商標権、肖像権、信用、プライバシー等他者の権利を侵害しているまたはその虞のある商品（偽ブランド品、海賊版、盗聴器等）
 - ③ 銃砲刀剣類、武器、毒性物質等、人体または動物に対して危害を加える目的を持つ商品
 - ④ 犯罪を誘発する虞のある商品（ピッキングツール等）

- ⑤ユーザ間のトラブルが発生する虞のある商品(医薬品、たばこ、動物(魚類、両生類、無脊椎動物除く)、合法ドラッグ、落札者の入金の商品調達に充当する商品等)
- ⑥「証券取引法」、「手形法」、「小切手法」に定められた有価証券(株式、手形、小切手等)
- ⑦わいせつ物(アダルトグッズ、アダルトビデオ、アダルトゲーム、ブルセラに関連する商品等)
- ⑧法令により販売または転売が禁じられている商品(覚せい剤、麻薬、偽造通貨、宝くじ等)
- ⑨公序良俗に反する商品

その他

個人会員間の取引の決済手段として、auかんたん決済を利用することはできません。

2.4.8 物品の販売を行うサイト上で提供されるコンテンツ等

- ユーザからのクレームを極力発生させないよう適切な措置を講じること。また、ユーザとの間で紛争となった場合には、コンテンツ提供者の責任と費用負担において解決すること。なお、以下に該当するクレームについては、特に注意すること。

●

例――

- 商品の到着が遅れた、届かなかった。
 - 到着した商品が破損していた。
 - 誤った金額が請求された。
- 商品説明にあたっては、関係法令(「薬事法」・「不当景品類及び不当表示防止法」・「ワシントン条約」等)を遵守するとともに、正確かつ誤解のない表現とすること。なお、以下に該当する商品については、特に表現に注意すること。

例――

- 医療用具
 - 化粧品
 - 健康食品、ダイエット食品
 - 魚類、両生類、無脊椎動物
- ブランド商品を取扱う場合は、特に注意して商品を仕入れるとともに、自己の責任において十分な検品を行うこと。なお、仕入方法や検品体制に関して、KDDIから調査要請があった場合には、指示に従い、すみやかに報告を行うこと。
 - 顧客情報の取扱いに十分注意すること。
 - 法令により販売の許認可等が必要な商品を取扱う場合は、免許証、許可証もしくは認可証のコピーまたは許認可番号等を事前にKDDIへ届け出ること。

例――

- 酒類
- コンタクトレンズ

- 古物
- 旅行商品
- 酒類を取扱う場合は、未成年者飲酒防止の注意喚起を行うこと。
- ビデオソフト、コンピュータソフト等で以下に該当する商品を取扱う場合は、年齢確認のための措置をとること。また、その制限に満たない年齢のユーザに販売しないこと。
 - 映画倫理管理委員会において「R-18」「R-15」に指定されているもの
 - 日本ビデオ倫理協会において「成人指定」「R 指定」に指定されているもの
 - 映像倫理協議会において「成人指定」「R 指定」に指定されているもの
 - コンピュータソフトウェア倫理機構において「18 歳未満者販売禁止」「15 歳未満者販売禁止」に指定されているもの

以下に該当する商品の取扱いは禁止する。

① 法令に違反するもの

例——

- 薬物（覚醒剤、麻薬、大麻等）
- 著作権等、他者の知的財産権を侵害するもの
- 国内販売を禁止されている商品
- その他非合法商品全般

- ② たばこ
- ③ 動物（魚類、両生類、無脊椎動物除く）
- ④ 医薬品
- ⑤ マルチ商法に該当すると KDDI が判断するもの

2.4.9 物品の発送または役務の提供を伴うコンテンツ等

- コンテンツ提供者は、コンテンツ提供者の責任において、速やかかつ安全確実な方法により物品の発送または役務の提供が行われるよう適切な措置を講じることとする。
- コンテンツ提供者は、速やかに物品の発送または役務の提供ができない場合、ユーザに対して発送時期または提供時期を書面または E メール等の電子的媒体により通知するものとする。
- コンテンツ提供者は、物品の発送または役務の提供が複数回にわたって行われる場合において、コンテンツ提供者の理由により引渡しが困難となった場合、ユーザに対して直ちにその旨を書面または E メール等の電子的媒体で通知するものとする。
- コンテンツ提供者は、商品発送簿や売上票等について KDDI が指定する期間保管するとともに KDDI からの開示の請求があった場合は速やかに提出することとする。

2.4.10 広告に該当するコンテンツ等

コンテンツ提供者が、広告宣伝を行う場合、以下の各項を遵守しなければなりません。

- ・ 広告内容に虚偽の記載、誇張する表現、誇大な表示等がない、またはその虞のないこと。
- ・ 広告内容について、ユーザーが、誤認、錯誤する虞のないこと。
- ・ 広告内容が関連法令に抵触していない、または抵触する虞のないこと。
- ・ 広告内容が青少年に配慮のないクリエイティブ、表現でないこと。
- ・ 投機・射幸心を著しく煽る虞のないこと。
- ・ 広告掲載の結果、KDDI グループが損害を受けた場合に、法的、倫理的責任など一切の責任を負担すること。

2.5 コンテンツ等の名称に関する基準

コンテンツ等の名称は、以下の各項に抵触するものであってはいけません。

- ・ 第三者の権利を侵害するもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 法令に反するもの
- ・ その他、当社が不相当と判断するもの

2.6 サイトの基準

コンテンツ提供者は、そのサイトについて、以下の各項を充足しなければなりません。

2.6.1 問い合わせ窓口等の記載

- ・ サイトのトップページに、コンテンツ提供者の社名、名称を明記すること。
- ・ ユーザからの問い合わせについては電話／メールによる対応窓口を設け、コンテンツ提供者の社名、名称ならびに受付時間を明記し、速やかに対応できる体制を構築すること。
- ・ サイト内に問い合わせ対応窓口（電話番号／メールアドレス）を明記するとともに、サイト内に電話番号リンク、メールアドレスリンクを設け、オンラインにて接続できる状態にすること。

2.6.2 サイト上の表示、表記

コンテンツ提供者は、自己が管理・運営するサイト等において、以下の事項を遵守しなければなりません。

- ・ 「特定商取引に関する法律」「割賦販売法」「消費者契約法」「不当景品類及び不当表示防止法」「著作権法」「商標法」等の関連法令を遵守し、必要な表示や対応を行うこと。また、関連のガイドライン（「通信販売業における電子商取引ガイドライン」、「電子商取引等に関する準則」）を遵守し、必要な表示や対応を行うこと。
- ・ ユーザに誤解、錯誤を与えるおそれのある表示を行わないこと。
- ・ 「申込方法」、「決済方法」、「配送方法」、「返品/キャンセル方法」その他コンテンツ等の提供条件について、サイト上の分かりやすい場所に正確に明示すること。
- ・ コンテンツ等の申込みに際し、ユーザによる二重送信や誤入力によるトラブルを防止するために、申込内容の確認画面を表示させる等の適切な措置を講ずること。

2.7 リンクに関する取扱いの基準

コンテンツ提供者は、コンテンツ等にリンクを設定する場合、以下の各項を遵守しなければなりません。

2.7.1 リンク先に関する取扱い

- ・ リンク先のコンテンツの内容も本ガイドラインに沿った内容であること。

- ・ 他のサイトへリンクを設定する場合には、他のサイトへ接続されることがユーザにわかるように表示すること。

2.7.2 リンク先のコンテンツに関する苦情発生時等の対応

- ・ リンク先のコンテンツに関する苦情が発生した際、もしくは、リンク先のコンテンツが関係諸法令・公序良俗に反し、またはユーザその他の第三者の権利を侵害する内容である場合には、直ちに、リンクを削除すること。

3. 個人情報の取り扱いについて

個人情報（ユーザ・第三者等の氏名・名称、住所、電話番号、メールアドレス、性別、年齢、生年月日、職業、クレジットカード番号、各種会員番号、各種パスワード等の特定の個人の識別に係る情報）については、コンテンツ提供者が「個人情報の保護に関する法律」に定める「個人情報取扱事業者」に該当するか否かを問わず、同法の規定及び関連するガイドライン（電気通信事業における個人情報の取り扱いに関して制定されるガイドラン等）に従って適切に取り扱うものとします。また、以下について遵守すること。

ユーザにプロフィール登録等、個人情報の入力を求める場合においては、その目的や用途についてサイト内に明記するものとし、サイト運営上必要な項目に限り取得するものとします。

- ・ 個人情報が、au かんたん決済対応端末機とコンテンツ提供者のサーバとの間で送受信される際は SSL 暗号化通信等、安全な通信手段によること。
- ・ 個人情報等の管理について、サーバのセキュリティホール等から不正な情報取得がなされないよう十分な管理、対策を講じること。

4. 免責

KDDIグループは、au かんたん決済の利用を中止もしくは禁止し、または本ガイドラインの変更その他の事由によりコンテンツ提供者に生じたいかなる損害（直接損害、間接損害、逸失利益等、損害の種類、内容を問わないものとします。）についても、その責を負いません。

（実施期日）

本ガイドラインは平成23年5月16日から実施します。

以上